

平成 30 年度業績評価指摘事項の令和 2 年度事業計画における関連部分

I. 健康保険

評価項目	指摘事項	令和 2 年度事業計画関連部分 <small>(斜体の記述は計画に記載はないが、令和 2 年度の取組を記載)</small>
(1) 基盤的保険者機能関係 ①現金給付の適正化の推進	■審査の強化や立入検査の実施により不正請求が減少傾向にあること、また、傷病手当金と障害年金との併給調整を適正に実施していることを認める。 不正請求の撲滅に向け、引き続き、審査の強化を図られたい。	(1) 基盤的保険者機能関係 ③現金給付の適正化の推進 ・不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化 P T にて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。 また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。
②効果的なレセプト点検の推進	■点検員のスキルアップや内容点検効果の向上に向けた行動計画が一定の成果をあげたものと認める。 引き続き、点検ノウハウの蓄積や共有を進め、効果的なレセプト点検の推進に努められたい。	④効果的なレセプト点検の推進 ・システム点検の効果的な活用や点検員のスキルアップを目指した、レセプト内容点検効果向上計画に基づき効果的なレセプト点検を推進する。 ・社会保険診療報酬支払基金改革の効果を見据え、レセプト点検のあり方を検討する。
③柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	■積極的な文書照会に取り組んだ結果、多部位かつ頻回施術の請求が抑制されていることを評価する。 引き続き、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発活動を強化するとともに、文書照会からもう一步踏み込んだ対応についても検討されたい。	⑤柔道整復施術療養費等の照会業務の強化 ・多部位（施術箇所が 3 部位以上）かつ頻回（施術日数が月 15 日以上）及び部位ころがし（負傷部位を意図的に変更することによる過剰受診）の申請について、加入者に対する文書照会や適正受診の啓発を強化する。

<p>④返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債券回収業務の推進</p>	<p>■資格喪失後早期からの催告等により保険証回収率が前年度の実績を上回ったこと、保険者間調整や法的手続の実施により返納金債権の回収が増加したことを認める。</p> <p>保険証及び債権の回収は、積極的に実施して成果を上げる業務であることから、持続的に業務の強化に取り組み、回収率の向上に努められたい。</p>	<p>⑦返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。</li> <li>・債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整及び法的手続きの積極的な実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。</li> </ul>
<p>⑤サービス水準の向上</p>	<p>■サービススタンダードについてKPIを達成するとともに、平均所要日数を短縮していることを評価する。お客様満足度についても高い水準を維持しており、引き続き、満足度のあるサービスを継続されたい。</p>	<p>①サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お客様満足度調査を活用したサービス水準の向上に努める。</li> <li>・現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10日間）を遵守する。</li> </ul>
<p>⑥限度額適用認定証の利用促進</p>	<p>■高額療養費に占める限度額認定証の使用割合が、KPIを概ね達成していることを認める。</p> <p>限度額適用認定証の利用促進を図ることは、加入者のメリットを実現する施策であり、今後も継続して取組を進められたい。</p>	<p>⑧限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報や、地域の医療機関及び市町村窓口に申請書を配置するなど利用促進を図る。</li> </ul>
<p>⑦被扶養者資格の再確認の徹底</p>	<p>■被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率（88.0%）がKPIを達成し、被扶養者資格の解除による費用削減効果があったことを評価する。</p> <p>被扶養者の無資格受診の防止は、医療保険制度の根幹にかかわる課題であり、事業主の理解と協力を得るための取組を強化し、被扶養者資格の再確認の徹底に努められたい。</p>	<p>⑨被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被扶養者の国内居住要件等に対応した被扶養者資格再確認を確実に実施する。</li> <li>・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。</li> <li>・未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。</li> </ul>

<p>⑧オンライン資格確認の導入に向けた対応</p>	<p>■協会独自のオンライン資格確認について、システムの利用率がKPIを上回ったこと、また、国が進めているオンライン資格確認に関して協会の提案が採用されるなどの成果があったことを評価する。</p>	<p>⑩オンライン資格確認の円滑な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国全体で実施するオンライン資格確認の円滑な施行に向けて、マイナンバーカードの健康保険証利用促進のための周知等を行う。</li> <li>・現在協会けんぽが独自に実施しているオンライン資格確認については、引き続きその利用率向上に向けて取り組む。</li> </ul>
<p>⑨的確な財政運営</p>	<p>■令和元年度保険料率の決定に当たり、運営委員会や各支部の評議会で様々な意見がある中、理事長のリーダーシップの下、中長期的な立ち位置で財政見通しを考えるとという方針で意見を集約したこと、また、審議会等における意見発信の活動を積極的に実施していることを評価する。</p> <p>引き続き、経済情勢や医療費の動向について中長期的な視点も含めて慎重に分析の上、的確な財政運営に努められたい。</p>	<p>⑪的確な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的な視点から、健全な財政運営に努める。</li> <li>・中長期的には楽観視できない協会の保険財政等について、加入者や事業主に対して情報発信を行う。</li> </ul>
<p>(2)戦略的保険者機能関係 ①ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供</p>	<p>■事業所健康度診断シートを提供した事業所数が前年度より増加し利用が進んだことを認める。</p> <p>事業所健康度診断シートの提供を契機として、コラボヘルスの取組強化など事業所に対するアプローチの強化に努められたい。</p>	<p>(2)戦略的保険者機能関係 ①ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所単位での健康・医療データの提供については、事業所健康度診断シート（事業所カルテ）などの見える化ツールの標準化を図る。</li> <li>・個人単位の健康・医療データの提供については、国における検討状況を注視し、実現に向けた議論が進められていく場合には、加入者にとってより良い仕組みとなるよう、国への働きかけを行う。</li> </ul>

<p>②データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p>	<p>■第1期計画の実績検証に基づき第2期計画初年度 の取組が着実に実施されたことを認める。 今後は評価指標の標準化と効果的な方法・体制の 工夫を検討されたい。</p>	<p>②データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「特定健診・特定保健指導の推進」、「コラボヘルスの取組」、「重症化予防の対策」を基本的な実施事項とする第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づく取組を着実かつ効果的、効率的に実施する。なお、6か年計画である第2期保健事業実施計画の前半の取組を評価（中間評価）し、後半3年はPDCAサイクルに沿って、取組の実効性を高める。また、支部ごとの加入者の健康・医療データをまとめた支部別スコアリングレポートは、必要に応じて項目の見直しを検討する。</li> </ul>
<p>② i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p>	<p>■被保険者の特定健診実施率及び事業者健診データ取得率がKPIを達成したことを認める。 なお、被扶養者の特定健診受診率はKPI未達成であり、高水準の支部の取組について横展開を図るなど、一層の取組を強化されたい。</p>	<p>② i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定健診受診率の向上にむけ、「健診・保健指導カルテ」等の活用により受診率への影響が大きいと見込まれる事業所や業態等を選定し、重点的かつ優先的に働きかけることで、効果的・効率的な受診勧奨を行う。併せてナッジ理論等を活用した受診勧奨を行う。</li> <li>・事業者健診データの取得促進に向けて、都道府県労働局との連携など、国や関係団体に対する働きかけを行う。</li> </ul>
<p>② ii) 特定保健指導の実施率の向上及び平成30年度からの制度見直しへの対応</p>	<p>■特定保健指導の実施率がKPIを大きく上回ったことを評価する。 初回面談の実施、委託（健診）機関の教育、効果的な保健指導の試行などを通じて、特定健診から特定保健指導の一体的な実施を実現する構造改革を更に進め、実施率の向上に取り組まれたい。</p>	<p>② ii) 特定保健指導の実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健診実施機関等への外部委託による特定保健指導の更なる推進を図り、健診、保健指導を一貫して行うことができるよう健診当日の初回面談の実施を推進する。また、実施率への影響が大きいと見込まれる事業所等を選定し、重点的かつ優先的に利用勧奨を行う。併せて、ナッジ理論を活用した利用</li> </ul>

		<p>勸奨を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度からの特定保健指導の実施方法の見直しにより可能となった新たな特定保健指導の手法を検討し実施する。</li> </ul>
②iii) 重症化予防対策の推進	<p>■糖尿病性腎症患者等の重症化予防の取組が進んでいることを認める。</p> <p>重症化予備軍への対応は事業主の協力が欠かせないため、事業主に対する働きかけを強化するなど、より効果的な方策について検討されたい。</p>	<p>②iii) 重症化予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・未治療者に対する受診勧奨を確実に実施する。また、かかりつけ医との連携等による糖尿病の重症化予防に取り組む。</li> </ul>
②iv) 健康経営（コラボヘルス）の推進	<p>■健康宣言事業所数や健康経営優良法人数が大幅に増加しており、コラボヘルスを推進するための基盤が拡充していることを評価する。</p> <p>今後は、都道府県と協働での検証や効果的な取組の分析に努められたい。</p>	<p>②iv) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、取組の質を向上させる観点から、宣言事業所に対するフォローアップの強化を図る。</li> <li>・事業所単位での健康・医療データの提供については、事業所健康度診断シート（事業所カルテ）などの見える化ツールの標準化を図る。</li> </ul> <p>○令和2年度の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県等との連携については、地域ごとの実情に応じて、様々な形で実施しているところである。その中で、協働での検証や効果的な取組の分析等を行っている。</li> </ul>
③広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	<p>■様々な媒体等を活用した広報や健康保険委員の活動等により、加入者等の理解が進んでいることを評価する。</p> <p>ただし、加入者理解率は依然として低い水準であるため、引き続き広報活動の強化や健康保険委員の</p>	<p>③広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広報分野におけるPDCAサイクルを適切に回していくため、加入者を対象とした理解度調査を実施し、前年度の結果を踏まえて広報計画を策定する。</li> <li>・ナッジ理論等を活用したリーフレットやチラシを作成し、</li> </ul>

	<p>委嘱数の拡大に取り組み、加入者の理解率の向上に努められたい。</p>	<p>特定健診等の効果的な受診勧奨を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健康保険委員活動の活性化を図るため、研修会を開催するとともに、広報誌等を通じた情報提供を実施する。</li> </ul>
④ジェネリック医薬品の使用促進	<p>■ジェネリック医薬品の使用割合について、全体として高い実績がある中で更に進捗していることを評価する。</p> <p>全体の目標達成に加え、地域差の是正に引き続き取り組むとともに、医薬品使用の他の課題、飲み残り対策などについても検討されたい。</p>	<p>④ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな指標を追加したジェネリックカルテを活用し、支部ごとの阻害要因を分析する。</li> <li>・個別の医療機関・調剤薬局に対する見える化ツールの活用には、上記分析の結果に基づき効果的なアプローチを行う。また、アプローチをスムーズにするために、必要に応じて国や都道府県担当部局、関係機関等への働きかけを行う。</li> <li>・他の保険者等と連携し、加入者に対する効果的な働きかけを行う。</li> <li>・令和2年10月以降の新たな目標について、国の動向を踏まえつつ検討する。</li> </ul> <p>○令和2年度の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ジェネリック医薬品のみならず、適正な医薬品の使用のために、薬の重複や飲み合わせなどの服薬管理にかかりつけ薬局を活用することなどをホームページにおいて広報した。</li> </ul>
⑤インセンティブ制度の本格導入	<p>■30年度から導入したインセンティブ制度について、制度の幅広い周知広報や29年度試行運用の検証等が実施されていることを評価する。</p> <p>インセンティブ制度については、支部間の納得性の確保が重要であり、支部の意見を丁寧に聞きなが</p>	<p>⑤インセンティブ制度の着実な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度の実施結果を迅速に検証し、その後の検討につなげるとともに、引き続き、制度の周知広報を丁寧に行う。</li> </ul>

<p>⑥パイロット事業を活用した好事例の全国展開</p>	<p>ら検証することが求められる。</p> <p>■パイロット事業の実施件数や内容が、充実してきていることを評価する。</p> <p>実施した事業の効果検証を行い、効果が認められた事業については、速やかに全国展開が可能となるよう取り組みを進められたい。</p>	<p>⑥パイロット事業を活用した好事例の全国展開</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パイロット事業の効果検証によりエビデンスが得られた事業については速やかに全国展開を行う。</li> <li>・本部から支部へモデル実施を依頼する本部主導型パイロット事業について、実施の必要性に応じて積極的に実施する</li> </ul> <p>○令和2年度の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和元年度に全国展開を決定した2事業について、全国展開に向けて薬剤師会等との調整を実施。新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み実施を見送っているが、収束状況を見つづ、可能な限り早期に実施する予定。</li> </ul>
<p>⑦医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ</p>	<p>■地域医療構想調整会議への参加率の上昇、データ分析に基づく意見発信の増加が見られたことを認める。</p> <p>引き続き各方策での実証的分析に基づく働きかけを強化されたい。</p>	<p>⑦地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改正等に向けた意見発信</p> <p>i) 意見発信のための体制の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医療提供体制等に係る意見発信を行うために、被用者保険者参加率の低い地域を中心に、必要な体制を確保（会議体への参画数拡大）するため、都道府県等に参画を要請する。</li> </ul> <p>⑦ ii) 医療費データ等の分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各支部において、地域ごとの診療行為別の標準化レセプト出現比（SCR）を分析するためのツール等を活用し、適切な医療機能の分化・連携に向けた意見発信のための分析を行う。</li> </ul>

		<p>⑦ iii) 外部への意見発信や情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域医療構想調整会議等において、医療データ等の分析結果や地域医療が見える化したデータベース等を活用し、エビデンスに基づく意見発信等を行う。</li> <li>・ 医療データ等の分析結果を踏まえ、医療費の地域間格差の要因等について、ホームページ等により、加入者や事業主へ情報提供を行う。</li> <li>・ 新経済・財政再生計画 改革工程表 2018 における給付と負担の見直し等の社会保障関連の改革項目について、その具体化に向けた議論の中で必要な意見発信を行う。</li> </ul>
<p>⑧医療データの分析等調査研究の推進</p>	<p>■SCR 等の統計的分析の推進や GIS の全支部への導入により、実効性のある業務環境の整備が進んだことを認める。</p> <p>医療データの分析等調査研究事業は、協会の保険者機能基盤を維持・向上するためのインフラであるため、更なる充実に努められたい。</p>	<p>⑧調査研究の推進</p> <p>i) 医療費分析プロジェクトチームによる分析</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療費適正化等に向けた情報発信を行うため、本部においてレセプトデータ等を活用し、加入者の受診行動や医療機関が提供する医療の内容等について、支部ごとの地域差を中心に医療費等の分析を行う。</li> <li>・ 外部有識者の意見を参考に、分析テーマを選定するとともに、分析の中間段階等においても、外部有識者より分析方法に対する技術的助言等を得て、分析の精度を高める。</li> </ul> <p>⑧ ii) 外部有識者を活用した調査研究の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 団塊の世代がすべて後期高齢者となる 2025 年や、現役世代の急減と高齢者人口のピークが同時に訪れる 2040 年、さらにその先を見据えれば、協会の加入者をはじめとした国民の健康を守ることを第一にしつつも、医療保険制度の持続性の確</li> </ul>

		<p>保も図らなければならない。そのためには、効率的かつ質の高い保険医療を実現することが不可欠であることから、中長期的な視点に立ち、制度論を含めた医療費適正化の施策について提言を行うため、外部有識者を活用した調査研究の実施を検討する。</p> <p>⑧ iii) 調査研究の推進に向けた各種施策の実施</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・本部、支部における分析成果等を発表するため、調査研究フォーラムを開催するとともに、調査研究報告書を発行し、協会が取組む調査研究について、内外に広く情報発信する。</li><li>・統計分析研修を始め、GIS等のツール活用推進に向けた研修を行い、調査研究の推進を図る。</li></ul>
--	--	---

## II 船員保険

評価項目	指摘事項	令和2年度事業計画関連部分 (斜体の記述は計画に記載はないが、令和2年度の取組を記載)
<p>(1) 基盤的保険者機能関係 ① 保険給付等の業務の適正な実施</p>	<p>■ 下船後の療養補償の適正な利用など船員保険に特有益な保険給付への対応や傷病手当金等の適正な給付への取組を認める。 引き続き、本人・医師への照会や船舶所有者への立入調査等を強化し、適正な給付に努められたい。</p>	<p>(1) 基盤的保険者機能関係 ② 適正な保険給付の確保 ・ 職務外の事由による傷病手当金等の給付の適正化を図るため、不正の疑いのある事案については、実地調査を実施する。 ⑥ 制度の利用促進 ・ 下船後の療養補償について、加入者や船舶所有者等に対し、医療機関等に療養補償証明書を提出したときは、当該療養補償証明書を船員保険部に提出する必要があること等、適切な申請がなされるよう周知を図る。</p>
<p>② 効果的なレセプト点検の推進</p>	<p>■ 内容点検の外部委託化により点検効果額が大幅に増加したことを評価する。 引き続き、レセプト点検体制の整備を図り、点検効果額向上に努められたい。</p>	<p>③ 効果的なレセプト点検の推進 ・ レセプトの内容点検業務については、効果的なレセプト点検を促進するための条件を付し、外部委託により実施する。</p>
<p>③ 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</p>	<p>■ 持続的な文書照会の実施等により、多部位かつ頻回施術の申請が減少したことを認める。 柔道整復施術療養費についての問題点を健康保険と共有しながら、引き続き、不適切な申請に対する審査の強化を図られたい。</p>	<p>② 適正な保険給付の確保 ・ 柔道整復施術療養費について、健康保険と問題点を共有しつつ多部位かつ頻回の施術が行われている申請等に加え、長期受診となっている申請に対する文書照会等を実施するなど、適正受診の促進を図るとともに、不適切な申請事例については厳格に対応する。</p>

<p>④返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債券回収業務の推進</p>	<p>■保険証回収率及び医療給付費総額に占める資格喪失後受診に伴う返納金の割合がKPIを達成したことを認める。</p> <p>船舶所有者の協力が得られれば更なる回収率の向上が見込まれるため、文書送付だけでなく重要性を説明するセミナーの開催を行うなど、一層の返納金債権の回収強化を図りたい。</p>	<p>④返納金債権の発生防止の取組の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、協会から保険証未回収者に対する返納催告を行うとともに、船舶所有者に保険証の早期回収の重要性についての周知を図る。</li> </ul> <p>⑤債権回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不適正に使用された医療費等を早期に回収するため、資格喪失後受診等により発生する返納金債権等について、文書等による催告や支払督促等の一連の手続きにより早期かつ確実に回収する</li> </ul>
<p>⑤サービス向上のための取組</p>	<p>■サービススタンダードの達成率は高い水準を維持し、お客様満足度も前年度より上昇して概ね充足されていることを認める。</p> <p>加入者から寄せられた意見等も踏まえ、引き続き、満足度のあるサービスの充実に努められたい。</p>	<p>①正確かつ迅速な業務の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービススタンダード（職務外給付申請の受付から給付金の振込みまでの期間：10営業日）の状況を適切に管理し、年間を通じ100%の達成を目標に着実に実施する。</li> <li>・保険証の交付は、資格情報等の取得後、速やかに実施する。（情報取得から送付までの平均日数：3営業日以内）</li> </ul> <p>⑧サービス向上のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者等のご意見や苦情等を迅速に業務に反映するよう、お客様満足度調査を実施し、いただいたご意見等を踏まえ、更なるサービス向上を図る。</li> </ul>
<p>⑥高額療養費制度の周知</p>	<p>■加入者の立場から高額療養費支給申請を勧奨する取組を行っていることを認める。</p>	<p>⑥ 制度の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高額療養費の未申請者に対し、支給申請の勧奨を行う。</li> <li>・限度額適用認定証の更なる利用促進を図るため、医療機関へ働きかけを行うとともに、高額療養費の支給決定通知書に、限</li> </ul>

	<p>限度額適用認定証の利用は加入者の大きな負担軽減につながるものであり、今後とも利用促進に向けた取組を一層進められたい。</p>	<p>限度額適用認定の利用をご案内するチラシを同封する等の取組を行う。</p>
<p>⑦職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付等の申請勧奨</p>	<p>■職務上の上乗せ給付等の未申請者に対する申請勧奨等の丁寧な対応により、着実な支給に努めていることを認める。</p> <p>今後も被保険者の立場に立って給付事務手続の円滑化に努められたい。</p>	<p>①正確かつ迅速な業務の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職務上の事由による休業手当金の上乗せ給付及び独自給付、経過措置として協会が支給することとされた職務上の事由による年金、新たな特別支給金などの支払いを正確かつ迅速に実施する。</li> </ul> <p>⑥ 制度の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職務上の事由による休業手当金等の上乗せ給付や特別支給金等の着実な支給を図るため、厚生労働省より船員に係る労災保険の給付データの提供を受け、これらの未申請者に対する申請勧奨を実施する。</li> </ul>
<p>⑧被扶養者資格の再確認</p>	<p>■船舶所有者等の協力を得て被扶養者資格の確認書の高い提出率を実現していることを評価する。</p> <p>引き続き、船舶所有者との協力関係を構築し、確認書の提出率 100%を目指して、着実な取組を行われたい。</p>	<p>④返納金債権の発生防止の取組の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被扶養者に該当しない者による無資格受診の防止等を図るため、日本年金機構と連携し、船舶所有者等の協力を得て、被扶養者資格の再確認を的確に行う。</li> </ul>
<p>⑨福祉事業の着実な実施</p>	<p>■無線医療助言事業、洋上救急医療援護事業などの福祉事業を着実に実施したことを認める。</p> <p>保養事業について、変化する利用者の動向を踏まえた適切な広報活動を行い、一層の利用促進を図られたい。</p>	<p>⑦福祉事業の効果的な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船員労働の特殊性等を踏まえ、船員の健康と生命の安全を守る上で重要な役割を果たす無線医療助言事業及び洋上救急医療援護事業について、外部委託機関と連携を図り、円滑かつ着実に実施する。無線医療助言事業については、その質の向上を図るための取組を併せて実施する。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保養事業について、船員のニーズ等を踏まえたきめ細やかな事業実施を通じ、加入者等の福利厚生の上昇を図るため、利用者数の増加に向けた広報を行うとともに、加入者の利便性の向上のための必要な見直しを行う等により、利用者の拡大を図りつつ、円滑かつ着実に実施する。</li> </ul>
⑩健全な財政運営	<p>■中期的収支見通しのもと、保険料負担軽減措置の控除率の引き下げを決定するなど、健全な財政運営が行われていることを認める。</p> <p>引き続き、中期的収支見通しも踏まえ、安定的な財政運営に努められたい。</p>	<p>⑨健全な財政運営の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中長期的な視点から、船員保険財政の健全な運営に努めるとともに、加入者や船舶所有者に対して、財政状況等に関する情報発信を行う。</li> </ul>
<p>(2) 戦略的保険者機能関係</p> <p>①データ分析に基づいた第2期船員保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画の着実な実施</p>	<p>■第2期船員保険データヘルス計画及び第3期特定健康診査等実施計画に基づき、加入者の健康増進を図るための取組が着実に実施されていることを認める。</p> <p>被扶養者の特定健診及び特定保健指導の実施率がKPIを上回っている一方、被保険者の特定保健指導実施率は極めて低い状況であり、被保険者に対する働きかけを更に強化する取組を検討されたい。</p>	<p>(2) 戦略的保険者機能関係</p> <p>①特定健康診査等の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・健診受診率の向上のため、健診受診の必要性等に関する広報を行うとともに、健診実施機関を拡充する。</li> <li>・健診実施機関がない地域での健診受診の機会を確保するため、健診車を活用した巡回健診を拡充する。</li> <li>・国土交通省と連携し、生活習慣病予防健診を受診しなかった被保険者について、船員手帳健康証明書データの収集強化を図る。</li> <li>・被扶養者の健診受診率の向上を図るため、地方自治体や支部と連携したがん検診との同時受診を推進する。</li> </ul> <p>②特定保健指導の実施率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健指導実施率の向上を図るため、健診実施機関に対し、健診、保健指導を一貫して行うことができる初回面談の分割実施</li> </ul>

		<p>を働きかける等の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者に対し、健診結果に応じた特定保健指導の利用勧奨を実施する。</li> </ul> <p>③ 加入者に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活習慣病の重症化予防を図るため、健診結果に応じたオーダーメイドの情報提供を通じて、医療機関への受診や特定保健指導の利用の勧奨を実施するとともに、加入者の健康に対する意識の向上を図る情報を提供する。</li> <li>・禁煙支援に関する情報提供を実施するとともに、喫煙者に対し、実効性のあるオンライン禁煙プログラムを実施する。</li> <li>・加入者の健康に対する意識の向上を図るため、ヘルスツーリズムを試行的に実施する。</li> </ul> <p>④船舶所有者等に対する支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・船舶所有者の自社船員の健康課題への認識を深めるため、船舶所有者単位の健康課題（血圧、脂質等のリスク保有率、特定保健指導実施率等）を見える化した情報を提供する。</li> <li>・特定保健指導の利用、生活習慣病対策やメンタルヘルス等に関する「出前健康講座」の受講、オンライン禁煙プログラムへの参加等、船員の健康づくりに関する積極的な取組を船舶所有者とともに推進する。</li> <li>・若年層のヘルスリテラシーの一層の向上を図るため、船員養成校等に専門の講師を派遣して開催している特別講義開催校を拡大するなどの取組を行う。</li> </ul>
--	--	--

		<p>⑦データ収集活用方法の研究</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入者のニーズ把握、事業の効果検証など、データ収集、活用についての研究を進める。</li> </ul>
②情報提供・広報の充実	<p>■被保険者のニーズを踏まえた様々な広報ツールを駆使し、情報提供・広報の充実に努めていることを認める。引き続き、広報の充実に努められたい。</p> <p>なお、メールマガジン会員数（662人）は、被保険者数5.8万人に対し依然として少ないことから、一層の利用拡大を図られたい。</p>	<p>⑥情報提供・広報の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幅広い広報を実施するため、船員保険制度の説明パンフレットを労働基準監督署や年金事務所等の関係機関に配置するとともに、日本年金機構と連携を図り、船舶所有者に送付する保険料納入告知書に船員保険事業のチラシを同封する。</li> <li>・年に一度、加入者や船舶所有者等に対し、船員保険の運営状況についてわかりやすく説明した「船員保険通信」を送付する。</li> <li>・関係団体の協力を得て、船員関係機関誌や海運関係機関誌等による情報提供を効果的に活用するなど、定期的かつ効率的な広報を実施する。</li> <li>・ホームページにタイムリーな情報記事を掲載するほか、メールマガジンの内容を充実し、利用者をより一層拡大する。</li> <li>・船員養成校等のイベントへの参加などを通じ、特に若年層への情報発信を強化する。</li> </ul>
(3) ジェネリック医薬品の使用促進	<p>■ジェネリック医薬品の使用促進に関する持続的な取組により、使用率が81.0%とKPIを達成し、大きな財政効果を上げたことを評価する。</p> <p>引き続き、ジェネリック医薬品の使用促進を図られたい。</p>	<p>⑤ジェネリック医薬品の使用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ジェネリック医薬品の更なる使用促進に向けた広報を強化する。</li> <li>・ジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の軽減効果等を通知するサービスについて、年2回の通知を継続する。</li> <li>・令和2年10月以降の新たな目標について、国の動向を踏まえつつ検討する。</li> </ul>

### Ⅲ 組織体制関係

評価項目	指摘事項	令和2年度事業計画関連部分 (斜体の記述は計画に記載はないが、令和2年度の取組を記載)
①人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置	<p>■標準人員を踏まえた適正な人員配置の実施や支部組織の見直し等により、組織体制の整備が図られていることを評価する。</p> <p>大規模な広域配転の実施は職員の意識改革に繋がる一方、過度の広域配転は職員のモチベーションの欠落を引き起こす可能性もあるため、職員の個々の事情に配慮した慎重な対応に努められたい。</p>	<p>(3)組織・運営体制関係</p> <p>①人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>標準人員への移行後における各支部の状況を踏まえ、標準人員に基づく適切な人員配置を行う。また、業務の効率化等の状況も踏まえ、契約職員も含めた標準人員の見直しについても検討する。</li> </ul> <p>○令和2年度の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>職員が個別に作成する職員調書及び支部長との意見交換により、職員の事情も踏まえた人事異動を実施した。</li> </ul>
②人事評価制度の適正な運用	<p>■実績や能力本位の人事を推進するとともに評価者研修の充実を図るなど、効果的な人事評価が行われていることを認める。</p> <p>評価者研修受講者へのアンケートを行うなど、研修の効果についても検証されたい。</p>	<p>②人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価者研修などを通じて人事評価制度に関する職員の理解を深め、同制度を適正に運用する。</li> </ul> <p>○令和2年度の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価者研修受講者へのアンケートを実施し、次年度以降の研修に活かすこととしている。</li> </ul>
③OJTを中心とした人材育成	<p>■職場における人材育成(OJT)に、階層別研修等の集合研修や自己啓発を組み合わせ、人材育成に積極的に取り組んでいることを認める。</p>	<p>③OJTを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>OJTを中心としつつ、効果的に研修を組み合わせることで組織基盤の底上げを図る。</li> </ul>

	引き続き、職員の持つ能力が十分に発揮され、労働人口の減少下にあつて貴重な人材が失われることがないよう、研修の充実や職場環境の整備を図られたい。	・戦略的保険者機能の更なる発揮のための人材育成の仕組みについて、その導入に向けた検討を進める。
④支部業績評価の本格実施に向けた検討	<p>■支部業績評価の本格実施に向けて、試行を交えながら進捗していることを認める。</p> <p>各支部の規模や地域特性などの条件を踏まえ、納得感の得られる支部業績評価が行われるよう、引き続き検証に努められたい。</p>	<p>④支部業績評価の実施</p> <p>・支部業績評価の評価項目や評価方法を必要に応じ見直し、他支部との比較を通じて各支部の業績を向上させ、協会全体の取組の底上げを図る。</p>
⑤費用対効果を踏まえたコスト削減等	<p>■一般競争入札に占める一者応札案件の割合が29年度より改善したことを認める。</p> <p>引き続き、一者応札になりやすい業務の構造的な分析等を行い、競争性の確保やコストの削減に取り組まれたい。</p>	<p>⑤費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <p>・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。</p> <p>参加が予想される業者に広くPRを行う等周知に努める他、十分な公告期間や履行期間を設定することにより、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。</p> <p>また、一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善につなげる。</p>
⑥コンプライアンスの徹底	<p>■職員研修等を通じて、コンプライアンスやハラスメント対策に積極的に取り組んでいることを認める。</p> <p>引き続き、コンプライアンスの徹底に緊張感を持って取り組まれたい。</p>	<p>⑥コンプライアンスの徹底</p> <p>・法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。</p>
⑦リスク管理	<p>■災害対策、情報セキュリティ対策の両面から適切な対応が取られており、リスク管理の強化</p>	<p>⑦リスク管理</p> <p>・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対</p>

	<p>が図られていることを認める。</p> <p>今後も様々な危機を想定し、リスク管理の強化に努められたい。</p>	<p>応などについて、最新の防災情報等に即し、より幅広いリスクに対応できるよう各種マニュアルや計画等の見直しに向けた検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティ対策については、CSIRT (Computer Security Incident Response Team)において迅速かつ効率的な初動対応を行う。</li> <li>・平時から有事に万全に対応できるよう、危機管理能力の向上のための研修や訓練を実施する。</li> </ul>
⑧協会システムの安定運用	<p>■適切かつ継続的な運用・保守等の実施により、協会システムの安定的な稼働が実現していることを認める。</p> <p>引き続き、システムの安定運行及び保守体制の整備を図られたい。</p>	<p>⑨システム関連の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協会業務が停止することがないように、協会システムの安定稼働を第一としつつ、情報セキュリティを担保しながら、オンライン資格確認等の制度改正に対し、適切にシステム対応を実施する。</li> </ul>
⑨法改正などへの適切なシステム対応	<p>■現行システムにおいて最大規模となる法改正などに伴う業務システムの改修が適切に実施され、安定稼働していることを評価する。</p> <p>引き続き、スケジュールを遵守するとともに、システムトラブルが生じないよう取り組まれたい。</p>	<p>⑨システム関連の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協会業務が停止することがないように、協会システムの安定稼働を第一としつつ、情報セキュリティを担保しながら、オンライン資格確認等の制度改正に対し、適切にシステム対応を実施する。 (再掲)</li> </ul>
⑩大規模プロジェクトの適切・確実な実施	<p>■大規模プロジェクトに係るシステム改修について、スケジュールどおりに進行していることを評価する。</p> <p>システムのライフサイクルの延長はコスト面でも重要な課題であり、今後とも、細心の注意を払い実施計画を策定されたい。</p>	<p>⑨システム関連の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行システムの更改や業務改革の推進に向けた取組等を踏まえ、次期システム構想を具体化し、要件定義に着手する。</li> </ul>

<p>⑪中長期を見据えた新システム構想・立案や新技術の動向の調査・検討</p>	<p>■新たに RPA を導入するなど、中長期を見据えた新システム構想や新技術の検討が進められていることを認める。</p> <p>RPA の導入は、自動化した事務の業務量、事務の正確性と効率性を測って効果測定するとともに、必ずしもロボット化が完璧でないことを前提に、サブプランも準備しながら進めていくことが必要である。</p>	<p>⑨システム関連の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行システムの更改や業務改革の推進に向けた取組等を踏まえ、次期システム構想を具体化し、要件定義に着手する。(再掲)</li> <li>・本部業務への導入で一定の効果があった R P A を支部に展開するなど、更なる業務効率化に向けて新技術の導入を推進する。</li> </ul>
<p>⑫情報セキュリティやシステム案件調達への適切な対応</p>	<p>■過去の発生事案の経験を活かして適切な情報セキュリティ対策が実施されていることを認める。</p> <p>情報セキュリティインシデントが発生しないよう、引き続き、情報セキュリティ対策の強化に努められたい。</p>	<p>⑦リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模自然災害や個人情報保護・情報セキュリティ事案への対応などについて、最新の防災情報等に即し、より幅広いリスクに対応できるよう各種マニュアルや計画等の見直しに向けた検討を行う。(再掲)</li> <li>・情報セキュリティ対策については、CSIRT(Computer Security Incident Response Team)において迅速かつ効率的な初動対応を行う。(再掲)</li> </ul>